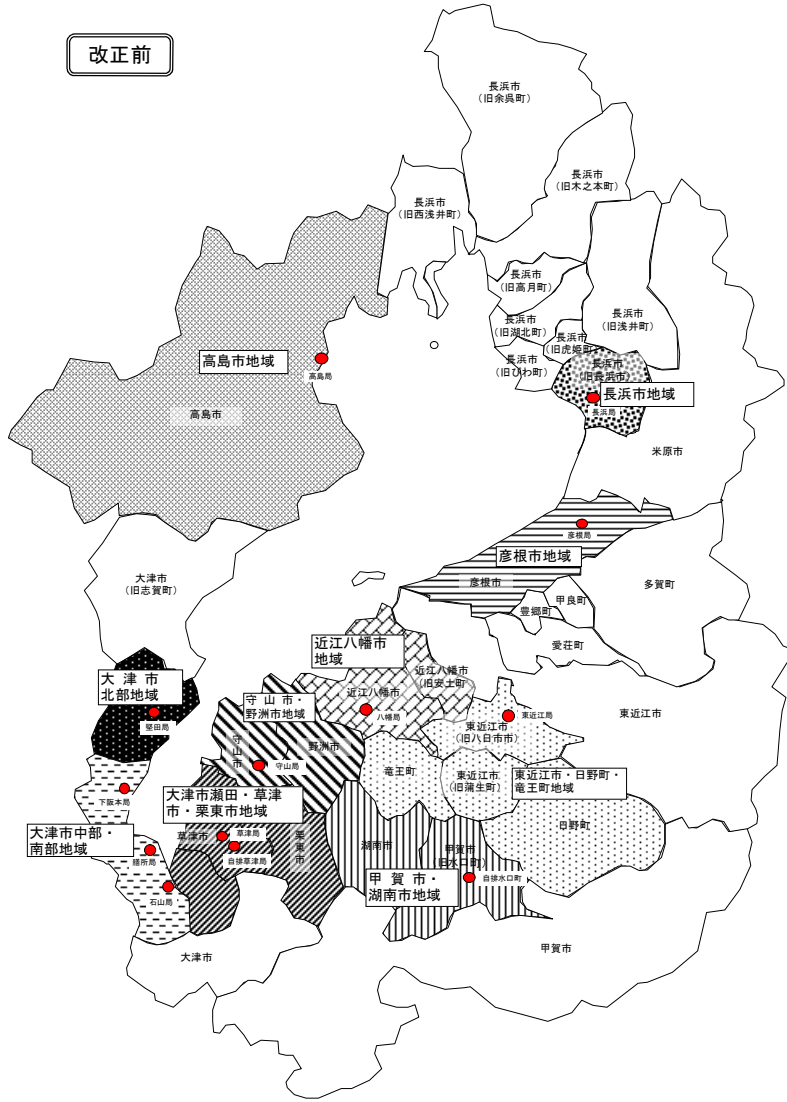


大気環境の常時監視にかかる 光化学スモッグ注意報の発令地域の見直し等 (全県発令へ)

- 県では、5月から9月末にかけて光化学スモッグ特別監視体制を敷き、13の測定局(県：9局、大津市：4局)において測定した光化学オキシダント濃度をもとに、光化学スモッグ注意報等を発令している。
- 平成23年度までは、注意報等の発令対象の地域は人口密度の高い県南部が中心となっており、県域の約半分の面積を占める残りの地域は発令対象外となっていた。
- 平成23年度は、琵琶湖環境科学研究センターの大気汚染物質のシミュレーションにより、光化学スモッグの原因物質は、発令対象外の地域においても上昇していることが明らかになった。また、現在、自動車排出ガスの影響の把握を目的とした自排水口局しかない甲賀管内においても、光化学オキシダント濃度が高くなるとの結果が得られた。
- これらの結果を受けて、平成23年6月に開催された環境審議会 水・土壌・大気部会で、以下の3点を提案し、賛同を得た。
 - ① 現在設置している測定局のデータによって発令する地域を見直し、県全域で発令する。
 - ② より広域的な大気環境を把握するために、甲賀管内に一般大気環境測定局(甲賀局)を新たに設置する。
 - ③ 甲賀局の設置は自排水口局内の測定機器を移設することにより行う。
- ①については、平成24年1月に要綱を改正し、県全域で発令することとした。②③については予算計上ができている状態で、平成24年度に移設を実施する。

光化学スモッグ注意報等発令地域一覧図

改正前



改正後

